

熊本大学（本荘）発生医学研究センター施設整備事業 入札説明書等に関する質問回答集修正事項（その2）について

平成 15 年 4 月 24 日
熊本大学施設部企画課

平成 15 年 4 月 16 日に公表しました入札説明書等に関する質問回答集について、以下該当部分の修正をお願いいたします。

<入札説明書>

該当 質問 No.	頁 No.	大 項目	中 項目	小 項目	細 項目	質問	修正前の回答 (下線部は修正部分)	修正後の回答 (朱字は修正部分)
65	32	第 7	5	(2)		「100 分の 5 に相当する額」とは消費税のことと思われませんが、施設整備費等にかかる消費税率は施設の引き渡しの時点で確定される（維持管理開始後、消費税率の増減があっても施設整備費にかかる消費税額には影響しない）という認識でよろしいでしょうか。	<u>ご質問のとおりです。</u>	<u>リスク分担表 リスク No .13 にある通り、消費税の範囲変更及び税率変更にかかるリスクは大学側が負担します。</u>